

第1回分収造林事業のあり方検討委員会財務部会 議事要旨

I 開催日時：令和5年11月30日（木）10時～11時30分
開催場所：兵庫県庁第3号館6階 第1委員会室

II 出席委員 （出席4名）
上村委員、茂木立委員、中尾委員、高橋委員

III 議事次第

1 開会
出席者（資料1）

2 議事
(1) 分収造林事業に係る借入金の概要（資料2）
(2) 事業のあり方検討（債務整理）（資料2）

※(1)～(2)の内容を踏まえ、各委員から意見聴取（別紙1「主な発言等」参照）

3 その他
4 閉会

●委員

県民の負担を軽減すべく未来志向で検討していきたい。

●委員

民間金融機関との借入スキームは、県側、金融機関側いずれかの提案によるものか。

当局：機構への資金調達と基金運用を両立すべく、県がスキームの検討を依頼し、民間金融機関から提案があったもの。

債務処理に係る県の財源は何を想定しているのか。

事務局：これから検討である。

除地協定に係る繰上償還の実行性はどの程度か。

事務局：令和2・3年度に2,000ha の除地協定を締結しており、1年間で600ha の除地協定の締結は十分可能と考えている。

●委員

民間金融機関との借入スキームを基金運用の一環としているのは違うのではないか。県が民間金融機関を活用した迂回融資ともとれる。

民間金融機関は機構に対して厳しい債務者区分をしているはず。それは県も理解できたのではないか。

実質的には国策であったことは一定考慮すべきところもあるが、損失補償の視点で見ると、約300億円から約700億円へ県民負担が増大する結果を招いており、県の責任を一定明確にした上で債務整理をしないと、県民が納得しない。

いずれにしても、一刻も早く債務整理をする必要がある。

●委員

民事再生のデメリットに予納金が必要となっているが、破産の場合にもかなりの予納金が必要となる。

今後の議論のために、損失補償契約書を確認する必要がある。

●委員

最も県民負担が少なくなる方向で処理すべきである。

県民負担という観点では、債務整理に係る費用だけではなく、県の実質負担も含めて示すべきである。

●委員

過去の財政指標を精査して、過去の分も訂正すべきであり、債務整理が実質公債費比率に与える影響を確認しておく必要がある。

今後、債務整理に係る財源も含めて議論する必要がある。

特に、基金としては、不適切な運用であったと言わざるを得なく、民間金融機関からの借入金は早期に解消すべき。

超長期間を要する事業であることを踏まえると、不確定要素が多く収支が更に下振れする可能性もあるため、早期にリセットすべき。

●部会長

本日の各委員の意見等については、第6回検討会で報告させていただく。

報告内容については、部会長に一任いただきたい。